

川越市災害時協力井戸登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において供給が困難となるおそれがある生活用水について、近隣住民等は無償で提供できる井戸（以下「災害時協力井戸」という。）を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも適合する井戸であって、第4条第1項の規定により届出のあったものを災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、現在井戸として使用されており、今後も引き続き使用される予定のものであること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により適正に管理されているものであること。
- (3) 災害時、近隣住民等に生活用水として井戸水は無償で提供できること。

(利用条件の周知)

第3条 市長は、災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の協力によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 井戸水を利用して何らかの被害を受けた場合でも、市及び所有者等はその責めを負わないこと。
- (4) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合には、その指示に従うこと。
- (5) 井戸水は、飲用及び調理用以外の生活用水（洗濯、トイレ洗浄等）として利用すること。

(登録の手続き)

第4条 災害時協力井戸として登録を受けようとする所有者等は、災害時協力井戸登録申出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い登録するとともに、申出をした者に対し、災害時協力井戸登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(登録の期間)

第5条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して5年とする。ただし、当該登録期間の満了までに第7条第1項の規定により登録が解除されない場合は、更に1年更新されるものとし、その後においても同様とする。

(登録の解除の申出)

第6条 第4条第2項の規定により登録を受けた者が、当該登録を解除しようとするときは、災害時協力井戸登録解除申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の解除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 所有者等から前条の申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書(様式第4号)により、所有者等へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。